

●不良債権の状況

リスク管理債権額

(単位：百万円)

	平成26年3月31日	平成27年3月31日
破綻先債権額	361	237
延滞債権額	15,347	15,139
小計	15,709	15,376
3ヵ月以上延滞債権額	17	17
貸出条件緩和債権額	1,556	1,218
合計	17,283	16,612

- (注) 1.破綻先債権 法律上の整理手続開始の申立てがあった債務者ないしは手形交換所において取引停止処分を受けた債務者で、未収利息を収益不計上としている貸出金です。
- 2.延滞債権 未収利息を収益不計上としている貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3.3ヵ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものではありません。
- 4.貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄など）を実施した貸出金で破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権に該当しないものではありません。

金融再生法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		小計		正常債権		合計	
	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日
債権額 (a)	1,893	1,455	13,841	13,956	1,573	1,235	17,309	16,647	413,977	423,217	431,286	439,865
担保等保全額 (b)	1,534	1,157	9,214	9,331	606	546	11,356	11,036	228,804	230,958	240,160	241,994
未保全額 (a) - (b)	358	297	4,627	4,625	967	689	5,953	5,611	185,172	192,259	191,126	197,871
引当額	358	297	1,789	2,019	47	107	2,196	2,424	734	608	2,930	3,033
引当率 %	100.00	100.00	38.67	43.66	4.95	15.62	36.89	43.20	0.39	0.31	1.53	1.53

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権 3ヵ月以上延滞債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く）及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権ならびに「3ヵ月以上延滞債権」を除く）です。
- 4.正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1.から 3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権のことです。

自己査定による債務者別分類の状況

(単位：百万円)

	破綻先債権		実質破綻先債権		破綻懸念先債権		合計	
	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日
債権額 (a)	378	251	1,515	1,203	13,841	13,956	15,735	15,412
担保等保全額 (b)	336	233	1,198	924	9,214	9,331	10,749	10,489
未保全額 (a) - (b)	42	18	316	278	4,627	4,625	4,985	4,922
引当額	42	18	316	278	1,789	2,019	2,148	2,316
引当率 %	100.00	100.00	100.00	100.00	38.67	43.66	43.08	47.06

- (注) 1.破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者）に対する債権です。
- 2.実質破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 3.破綻懸念先債権 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。